

予備検査を行う場合

予備検査は原則として販売会社に所有権がある状態で行います

予備検査を行う場合は、訂正処理で申請種別(譲渡状況)を窓口申請(譲渡継続)として、証明書情報が申請窓口に送信される状態にします。

1. 利用登録者専用手続きメニュー画面



【譲渡証1件登録/訂正/削除】ボタンをクリックします。

2. 検索画面



車台番号(型式相当部分も含めて全桁)を半角文字で、車名を全角文字で入力して、【訂正】ボタンをクリックします。

3. 新規登録用の譲渡証情報訂正画面



必要項目を入力します。

・譲渡情報

- 申請種別(譲渡状況): **窓口申請(譲渡継続)**を選択します。

・備考

- 車両特定番号: OSS申請用の項目なので、窓口申請であれば入力不要です。

また、譲受人情報に自社名が表示され、入力できない状態になっていることを確認してください。

必要項目の入力後、【訂正】ボタンをクリックします。

申請種別(譲渡状況)

必須

現在の状態: 未報告(譲渡継続)

未報告(譲渡継続) OSS申請(最終譲渡) 窓口申請(譲渡継続) 窓口申請(最終譲渡)

※OSS申請(最終譲渡)がチェックされている場合、OSS等から照会があれば報告します。

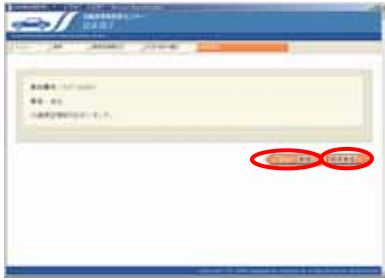
※窓口申請及び紙の譲渡証明書へ切り替える場合は、窓口申請(最終譲渡)、窓口申請(譲渡継続)のいずれかを選択します。

4. 訂正内容の確認画面



入力内容を確認後、【確認】ボタンをクリックします。

5. 訂正完了画面



この画面が表示されれば、訂正処理が無事完了したことになります。
別の車両について、引き続き同様の処理を行なうのであれば【検索画面へ】
ボタンを、そうでなければ【メニュー画面へ】ボタンをクリックします。

6. 予備検査後の譲渡証の操作

a. 一般ユーザーへの譲渡販売の場合

「一般ユーザーへの譲渡販売」と同様の操作を行った後、新車新規登録申請を行います。

b. 所有権留保(自社所有)販売の場合

特に操作は必要無く、そのまま新車新規登録申請が可能です。